

福山港台風等災害防止対策要領

平成17年2月23日 制定

平成23年3月22日 一部改正

平成25年2月28日 一部改正

平成26年2月 6日 一部改正

平成27年2月26日 一部改正

福山港台風等対策委員会

1. 総則

(1) 目的

この要領は、福山港に影響を与える台風等異常気象（以下「台風等」という。）の来襲により海上災害の発生が予想される場合、各関係者が措置すべき指針を示し、もって災害の防止及び船舶交通の安全確保を目的とする。

(2) 定義

「台風等異常気象」とは、台風や異常な低気圧による暴風雨、竜巻、地域特有の季節風に伴う荒天、地震に伴い発生する津波をいう。

(3) 警戒体制等及び情報伝達・収集

福山港に台風等の来襲により海上災害の発生が予想される場合、委員会に諮り、福山港長（以下「港長」という。）から港則法第37条第4項に基づき在泊船舶に対して警戒体制が発令される。

福山港長が発令する警戒体制は、第1警戒体制と第2警戒体制であり、その内容及び委員会措置事項は次項のとおりとするが、第1警戒体制発令前であっても、港長が必要と認めるときには、注意喚起を行う場合がある。

警戒体制の情報伝達は、別表の「台風等情報伝達系統図」により行う。

なお、有線電話回線が不通となった際にも情報伝達が可能となるよう、事前に検討し、無線電話（携帯電話）等代替手段の確保に努めること。

また、警戒体制の発令基準に達しているにもかかわらず発令が無く、通信手段の途絶が考えられる場合、各委員は発令がなくても自主的に本要領に定める措置事項について対応するものとする。

各委員は、関係する船舶に対して最新の気象情報を提供するとともに、VHFの常時聴取、ナブテックス・AIS情報の有効活用について徹底させる。

(4) 事前検討事項

各委員は、在泊船舶の避泊等に関する基準について、事前に検討しておくこと。

2. 警戒体制の発令基準及び措置事項

(1) 台風等の場合（津波を除く）

第1警戒体制（荒天準備勧告）

（発令基準）

次のいずれかに該当するときに発令される。

- (a) 福山港が台風等に伴う強風域（ 15 m/s ）に入る6時間前までに発令される。
- (b) 気象観測データにより風速 10 m/s 以上の風が連吹し、今後更に風が強まると予想される場合に発令される。

（措置事項）

自主的な安全措置を行う必要があるため、下記事項について対応する。

- イ 船舶代理店は、船長及び乗組員を在船させ、いつでも荷役中止、港外避泊等の指示に対応できる体制を整えさせること。
- ロ 上記(b)の場合には、急激な気象の変化に留意すること。
- ハ 岸壁等の管理責任者は、関係船舶及び係留施設の安全確保について重量物の移動防止、散乱防止等必要な措置を実施すること。
- ニ 旅客運送業者等は、予定航路の気象状況の把握に努め、運航基準を遵守すること。また、離島等に渡した旅客等の早期収容を図ること。
- ホ 工事作業現場においては、荒天準備を行い、資機材の流出、飛散、転倒、移動防止策を講じるとともに、作業中の船舶は作業を中止し、早急に避難を開始すること。

第2警戒体制（避難勧告）

（発令基準）

次のいずれかに該当するときに発令される。

- (a) 福山港が台風等に伴う暴風域（ 25 m/s ）に入る6時間前までに発令される。
- (b) 気象観測データにより風速 15 m/s 以上の風が連吹し、今後更に風が強まると予想される場合に発令される。

（措置事項）

危険を防止する必要があるため、下記事項について対応する。

- イ 原則として、港内に係留中の大型船舶（ 1000 総トン以上の船舶）は、港外の安全な海域に避難させる。
ただし、港内の海象等を勘案して、係留避泊もできるものとするが、危険物積載船舶の危険物棧橋への係留避泊は認めない。
- ロ 状況を勘案し、港内において係留避泊する船舶は、係留索の増取り等係留状態の強化を図り、万全の荒天準備体制を確立させる。
- ハ 港内外に避難した船舶に対し、国際VHF16chの常時聴取

及びAIS 装備船舶は装置の稼働状態を維持させる。

二 各岸壁管理責任者は、強風や高潮による付近の荷役機器、貨物、資機材その他について、飛散、転倒、流出、移動防止の対策を講じること。

(注1) 第2 警戒体制が発令され、船舶が避難勧告に応じない場合で、港長が必要と認めるときは、港則法第10 条または同法第37 条第3 項の規定に基づく措置を命じる場合がある。(移動、退去、制限、禁止)

(注2) 出港順序として準備の整った船舶から順次出港することを原則とするが、二次災害の危険度等を考慮して、旅客船、危険物積載船、水先人を必要とする大型船舶を優先し、その他の船舶はこれらの船舶の出港を妨げない。

(2) 津波の場合

第1 警戒体制(自主的な安全措置の勧告)

(発令基準)

気象庁から広島県沿岸または岡山県沿岸に津波注意報(津波の高さ0.2 m以上、1 m以下)が発表された場合に例外なく発令される。

(措置事項)

イ 港内着岸中の船舶に対し、海面変動への留意、津波に備え係留索の強化をさせ、必要に応じて、荷役の中止及び港外の安全な海域への避難等の対策を行う。

ロ 係留施設等の管理責任者は、物品の流出防止策を講じ、必要に応じて作業員等を安全な場所へ避難させる。

第2 警戒体制(避難勧告)

(発令基準)

気象庁から広島県沿岸または岡山県沿岸に津波警報(1 mを超え、3 m以下)が発表された場合に例外なく発令される。

(措置事項)

イ 在港中の船舶は、原則として港外の安全な海域に避難する。

ただし、岸壁係留船舶で津波到達予定時刻までに離岸して安全に避難できない船舶については、係留強化を行う等、可能な限りの安全対策を講じる。

また、錨泊船で津波到達予定時刻までに揚錨し、避難するに十分な時間がとれない船舶については、錨泊した状態で機関を使用して津波に対応などの措置を講じさせる。この場合でも捨錨の準備を行っておくこと。

ロ 係留施設の管理者は、関係船舶が速やかに港外避泊できるよう

可能な限り出港準備に協力する。

ハ 工事作業等の関係者は、直ちに陸上の安全な場所へ避難する。

(注1) 第2警戒体制が発令され船舶が避難勧告に応じない場合で、港長が必要と認めるときは、港則法第10条又は同法第37条第3項の規定に基づく措置を命じることがある。(移動、退去、制限、禁止)

(注2) 船舶は、第1警戒体制及び第2警戒体制の避難措置を行うほか、別表「津波に対する船舶対応表」を参考に対応する。

(注3) 出港順序として、準備の整った船舶から順次出港することを原則とするが、二次災害の危険度等を考慮して、旅客船、危険物積載船である大型船舶、水先人を必要とする大型船舶を優先し、その他の船舶はこれらの船舶の出港を妨げない。

3. 避難海域

福山港周辺海域における避難海域は、備後灘及び笠岡諸島東側海域が適当であるが、沿岸部、島しょ部からの距離、水深、津波到達までの時間及び輻輳状況を考慮し船長が判断するうえで、地理情報等について提供する。

また、避難海域での避泊に際しては、福山港への出入港船舶の通航路、備後灘の推薦航路及び海岸線から十分な離隔距離を確保させる。

4. 警戒体制の解除

福山港が台風の影響圏外となった場合、又は津波予報が解除となった場合、異常気象等の脅威が去った場合は、警戒体制を解除される。

港長の指揮の下、JFE船舶信号所からの連絡に従って避難船舶を秩序正しく入港復帰させるものとする。

附則

この要領は、平成23年3月22日から実施する。

この要領は、平成25年2月28日から実施する。

この要領は、平成26年2月6日から実施する。

この要領は、平成27年2月26日から実施する。